

令和8年度第4回朝霞市教育行政施策評価会議 次第

日 時 令和8年8月6日（木）

午後2時～

場 所 朝霞市役所 401会議室

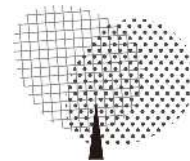
1 開 会

2 議 事

（1）令和8年度朝霞市教育行政施策評価報告書について

（2）その他

3 閉 会



令和 8 年度（令和 7 年度施策対象）

朝霞市教育行政施策評価報告書（案）



©むさしのフロントあさか

令和 8 年 8 月

朝霞市教育委員会

目 次

1	教育行政施策評価の概要	1
2	教育行政施策評価の基本方針	1
3	施策体系一覧	3
4	施策内容及び評価	4
	(1) 学校教育	4
	朝霞の次代を担う人材の育成	
	確かな学力と自立する力の育成	
	質の高い教育を支える教育環境の整備充実	
	学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進	
	(2) 生涯学習	1 2
	生涯学習活動の推進	
	学びを支える環境の充実	
	(3) スポーツ・レクリエーション	1 6
	スポーツ・レクリエーション活動の推進	
	利用しやすい施設の提供	
	(4) 地域文化	2 0
	歴史や伝統の保護・活用	
	芸術文化の振興	
5	学識経験者からの意見	2 4
6	資料	3 0
	・朝霞市教育行政施策評価実施要綱	

1 教育行政施策評価の概要

朝霞市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を市議会に提出するとともに、広く公表しています。

令和7年度に実施した教育行政の施策についても、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民への説明責任を果たすため、教育行政施策評価会議において点検・評価を実施し、この報告書を取りまとめました。

朝霞市教育委員会は、今後も自己の評価の結果と学識経験を有する方の意見を踏まえ、改善すべき点は改善し、各施策をより効率的かつ効果的に進めてまいります。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）〔抜粋〕

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育行政施策評価の基本方針

朝霞市教育委員会では、朝霞市教育行政施策評価実施要綱を定め、平成20年度から、教育行政施策の評価を実施しています。

○ 目 的

- ・教育委員会内の各所管部署が行う教育行政活動について、その実施内容及び成果等を検証することにより、より確実かつ有効な教育行政の運営を行います。
- ・点検及び評価の結果を明らかにし、市民に信頼される公正で開かれた教育行政運営を推進します。

○ 点検・評価の対象及び方法

第5次朝霞市総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）に位置付けた、「第3章 教育・文化」のうちの4つの大柱、10の中柱における令和7年度の教育行政諸施策について、点検・評価を実施しました。

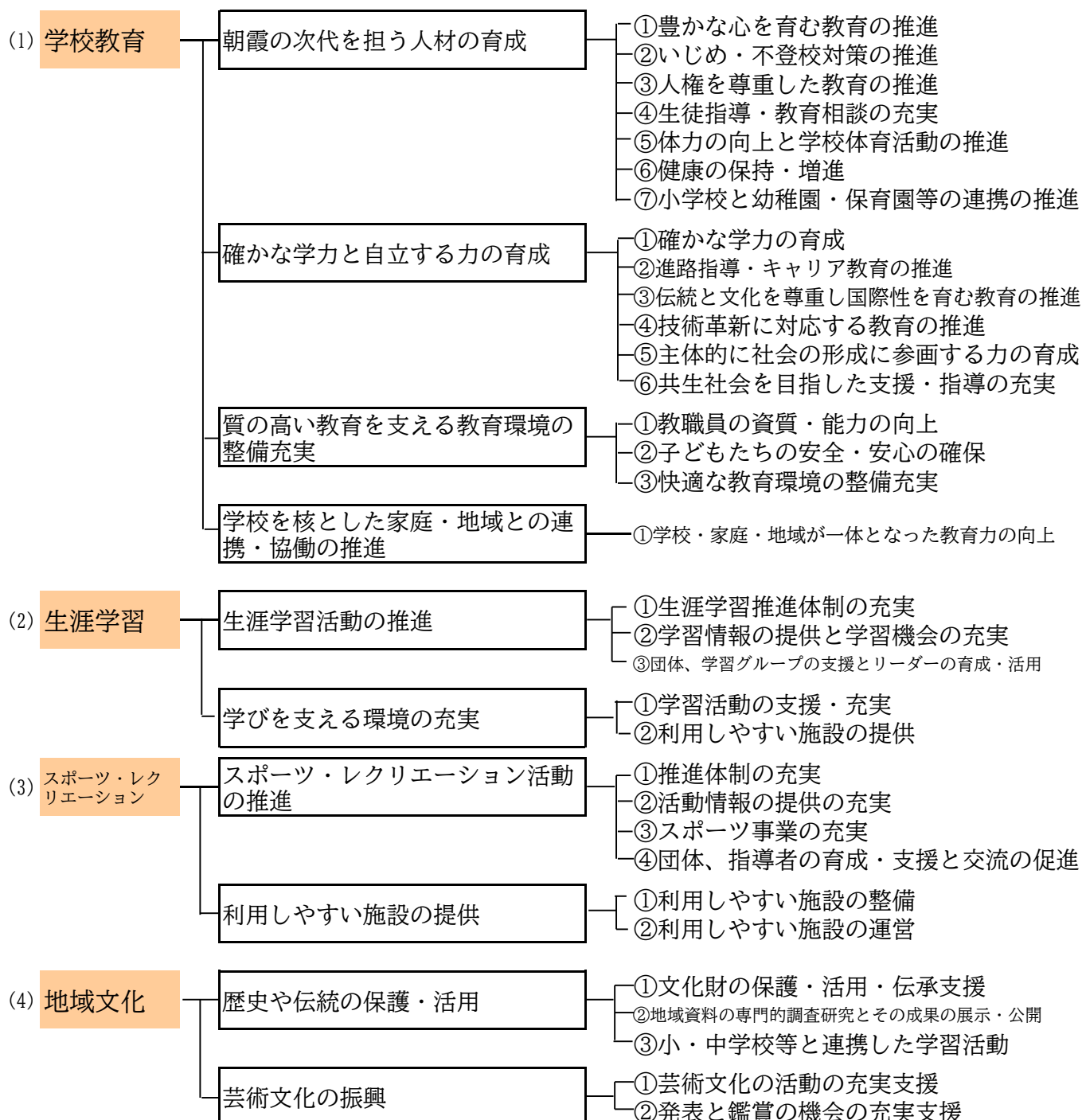
この点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方から意見をいただくこととしています。

なお、第5次朝霞市総合計画後期基本計画の大柱及び中柱は、第2期教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）の基本目標と一致しているため、今回の点検・評価をもって、第2期教育振興基本計画の点検・評価を行っているものとする。

3 施策体系一覧

第5次朝霞市総合計画後期基本計画（第2期朝霞市教育振興基本計画）

第3章 教育・文化



4 施策内容及び評価

(1) 学校教育

施策名	朝霞の次代を担う人材の育成	担当課	教育指導課
		関連課	教育総務課、教育管理課、学校給食課

●施策の概要

目指す姿	発達段階に応じた様々な教育活動により、児童生徒一人一人の豊かな心と健やかな体の育成が図られている。
施策の実施内容	・スクールカウンセラー7名を市内全小・中学校へ配置、さわやか相談員5名、サポート相談員11名を配置。 ・朝霞市子ども相談室にスクールソーシャルワーカーを3名、教育相談員を4名配置。 ・食育啓発リーフレット「あさかをたべる」の作成及びt e t o r uによる学校・家庭への一斉送付。 【新規】 ・「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会」を新たな附属機関として設置し、「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を策定。 ・朝霞第六小学校に「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）」を設置し、支援員2人を配置。

●施策指標の進捗状況（令和7年度）

指 標 名	実 績		目標値 (令和7年度)	説 明
	令和6年度 (参考)	令和7年度		
規律ある態度の達成状況	89%	89%	小・中学校とも全項目の平均達成率が90%を上回る	全小・中学校を対象に実施される「規律ある態度」のアンケート結果における平均達成率
不登校児童・生徒の割合	小学校 2.57% 中学校 7.57%	小学校 2.55% 中学校 7.67%	小学校 0.43% 中学校 2.03%	年度内に30日以上欠席した児童・生徒の割合（病気や経済的理由を除く）
新体力テスト総合評価A B Cの割合	小学校 72.1% 中学校 82.8%	小学校 74.5% 中学校 83.4%	小学校 85.0% 中学校 85.0%	毎年5月～7月の間で実施。総合評価A～EのうちのA～Cに位置する児童生徒の割合
給食残菜の排出量	412.5kg	400.6kg	452.0kg	学校給食センターと自校給食校を合わせた1日平均の排出量

●施策の分析

進捗状況	・児童生徒の規律ある態度については、特に「時刻を守る」の項目では昨年度同様、小・中の平均で95%を超えた。 ・各小・中学校にスクールカウンセラーや各種相談員を、子ども相談室にスクールソーシャルワーカー、教育相談員を配置し、関係諸機関等とも連携しながら、様々な背景を抱えるこどもたちに応じた支援を実施した。 ・朝霞市食育推進委員会において、食育啓発リーフレット「あさかをたべる」を作成した。
必要性	・児童生徒を取り巻く社会状況も大きく変化し、ここ数年増加を続ける不登校や問題行動等に加え、SNSに関係するいじめやトラブルが頻発してきている。また、家庭環境も多様化し、食事のかたちも家庭により様々であり、食育のあり方について検討を重ねていく必要がある。また、家庭と連携を図りながら、ネットモラル教育の充実やICT機器の適切な使用方法を身に付けさせながら、児童生徒の豊かな心を育成していくことはますます重要になってくると思われる。
現状と課題の分析	・不登校児童生徒が抱える課題やその背景は多様化・複雑化しており、保護者によっては教育相談を実施することが難しい家庭もある。よりよい解決のためには、関係課や医療機関等、関係する部署との連携が一層重要となる。 ・インターネットやオンラインゲームなどの発達により、こどもを取り巻く生活環境が大きく変化し、生活の中で体を動かす機会が減少してきている。
今後の展開	・様々なケースに応じた教育相談活動のさらなる充実を図る。特に、学校に行きづらい児童生徒の教育機会の確保に向け、タブレット端末を活用したオンライン授業への参加等のほか、スペシャルサポートルーム（校内教育支援センター）の設置や県の事業であるメタバース活用、AIドリルの活用などを通して学びをとめない支援を行っていく。 ・相談員やスクールソーシャルワーカー等による面談や家庭訪問を通して、積極的に情報を収集して実態を把握し、それぞれの家庭環境に応じた対応を図る。 ・各小・中学校における体力向上推進委員会の活動を充実させ、各学校の実態に応じた児童生徒の体力向上のための取組を進める。 ・児童生徒が安心して通うことのできる学校づくりを行うため、「朝霞市教職員等による性暴力等の防止に関する基本的な指針」に基づいた教職員研修を実施し、未然防止に努める。

●評価

各小・中学校にスクールカウンセラーや各種相談員を、子ども相談室に教育相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関等と連携しながら、児童生徒が抱える課題に丁寧に寄り添った対応を推進している。また、令和8年4月より施行する「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針」に基づき、未然防止に向けた取組及び教職員への研修を実施していく。 教室に入ることのできない児童の居場所づくりと学習機会を保障するために、朝霞第六小学校にスペシャルサポートルームを設置したり、埼玉県教育委員会が実施する教育メタバース事業を活用したりするなど、一人一人の個性や状況に応じた学びの機会の充実を図ってきた。しかし依然として不登校児童生徒数は増加傾向にあり、オンライン学習の促進や他の小・中学校におけるスペシャルサポートルームの設置等、多様な学びの場を計画的に整備していく必要がある。
--

施策名	確かな学力と自立する力の育成	担当課	教育指導課
		関連課	教育総務課

●施策の概要

目指す姿	主体的・対話的で深い学びにより、児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けるとともに自立する力の育成が図られている。
施策の実施内容	・小学校低学年補助教員を全小学校へ合計27名配置。 ・あさか・スクールサポーターを全小・中学校へ合計17名配置。 ・市内各小・中学校のコンピュータの活用の推進及び保守・点検。 ・朝霞市教育委員会研究開発学校の指定と研究発表会の開催。 ・小学校英語指導助手を市内10校に対し7名配置。小学校の3～6年生の各学級で外国語活動・外国語のティーム・ティーチングを実施。 ・中学校英語指導助手を市内全中学校に各1名配置。英語担当教員とティーム・ティーチングを実施。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒支援員を市内関係各小・中学校へ3,000回以上派遣。 ・市内小・中学校に4名のICT支援員を配置。 ・AI搭載型オンラインドリル「すららドリル」の導入。 ・学習ポータル「まなびポケット」の導入。 【新規】 ・GIGAスクール構想により配備されたタブレット端末のリプレイス端末を調達。 ・「総合的な学習の時間」を中心とした「探究的な学び」を推進するため、「朝霞市立小・中学校探究的な学び推進リーダー会議」を設置し、年間指導計画をはじめとする教育課程の見直しに着手。

●施策指標の進捗状況（令和7年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和6年度 (参考)	令和7年度		
学習状況調査における平均正答率を上回った科目数(小学校)2科目(国・算)	2科目	2科目	2科目	全国学力・学習状況調査(小学校)において、市の平均正答率が全国平均を上回った科目数
学習状況調査における平均正答率を上回った科目数(中学校)3科目(国・数・外)	3科目	3科目	3科目	全国学力・学習状況調査(中学校)において、市の平均正答率が全国平均を上回った科目数
授業にICTを活用して指導する能力	小学校 85.28% 中学校 84.05%	小学校 89.30% 中学校 85.81%	小学校 95.00% 中学校 95.00%	学校における教育の情報化の実態等に関する調査における「授業にICTを活用して指導する能力」の項目で、「できる」又は「ややできる」と回答した教職員の割合

●施策の分析

進捗状況	・低学年補助教員やあさか・スクールサポーター、英語指導助手などの人的配置は計画通り実行できており、児童生徒一人一人へのきめ細かな学習支援・生徒指導を進めることができている。 ・日本語を母語としない帰国児童生徒は依然高止まりの傾向である。そのため、日本語指導支援員の必要性は高い状況が続いている。 ・教職員研修に関しては、研究開発学校の研究発表や校内研修が開催され、教職員の資質向上が図られている。
必要性	・小学校1・2年生における学習支援や生徒指導及び小学校3年生から中学校3年生までの学力向上に係る、個に応じた指導の充実を図るためには、小学校低学年補助教員やあさか・スクールサポーターなどの人的配置が不可欠である。 ・GIGAスクール構想により配備された一人一台タブレット端末を、こどもたち自らが工夫して活用する力を育成する必要がある。小・中学校に配置したICT支援員が、校内ICTに係る教育環境の整備や教育ニーズに合った活用を進めていくことがますます望まれる。
現状と課題の分析	多様なこどもたちに学びを保障することのほか、発達に課題を抱えるこどもの増加を背景に、小学校低学年補助教員やあさか・スクールサポーターなどの支援員増員とその資質向上が求められる。また、GIGAスクール構想において配備されたタブレット端末が更新の時期を迎え、その整備が進んでいる。さらに、タブレット端末の効果的な活用を目指し、教職員の活用能力向上を図るとともに、ICT支援員による学習支援を充実させていく必要がある。ネット環境におけるこどもたちの適切な活用については、保護者への啓発等も必要となってくる。
今後の展開	今後も、低学年補助教員、あさか・スクールサポーター、特別支援学級補助員等の学校現場への人的配置については、望ましい配置をしていく。また、学校の課題解決に対応した配置となるよう、それぞれの学校の実態を適格に把握する。また、こどもたちが自身の興味・関心に基づいた課題を探究的に学ぶための学習基盤として適切にICTを活用できるよう、教員の指導力向上を図る。 次期学習指導要領改訂に向けた学びの在り方として、「探究的な学び」の定着に向けて、積極的な推進を図っていく。

●評価

きめ細かな学習支援をしていくために、低学年補助員・あさか・スクールサポーター・英語指導助手等を計画的に配置しており、学力向上に一定の成果をあげている。また、各種支援員を学校の実態に応じて活用することで、特性のある児童生徒や日本語教育の支援を必要とする児童生徒への支援を進めることができている。 一方で、教育活動におけるICT活用は進んでいるものの、AI搭載型オンラインドリル「すららドリル」や学習支援アプリ「ロイロノート」については、学校間・教員間で活用には差が見られ、効果的な活用方法の共有が依然として課題である。また、単元全体を通じた「探究的な学び」を充実させた授業展開や年間指導計画の作成が求められる。教職員の授業力向上と校内研修の充実を通して、児童生徒の学びの質を高めていく必要がある。

施策名	質の高い教育を支える教育 環境の整備充実	担当課	教育総務課
		関連課	教育管理課、教育指導課、 学校給食課

●施策の概要

目指す姿	学校施設の改修や教職員の資質・能力の向上を図ることなどにより、児童生徒が安全で安心して学びやすい環境で学校生活を送っている。
施策の実施内容	・朝霞第十小学校大規模改修工事 ・学校施設長寿命化計画（第2期）の策定 ・朝霞市教育委員会研究開発学校の指定（朝霞第七小学校、朝霞第八小学校、朝霞第三中学校） ・中学校自由選択制の実施 【新規】 ・中学校少人数学級に対応するため普通教室への転用工事の実施（朝霞第三中学校） ・防犯カメラ改修工事の実施（朝霞第六小学校、朝霞第九小学校） ・テレワーク制度の試行実施 ・朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定 ・タブレット端末のリプレイス

●施策指標の進捗状況（令和7年度）

指 標 名	実 績		目標値 (令和7年度)	説 明
	令和6年度 (参考)	令和7年度		
「教科等指導員」を任命した教科等の数	5教科等	8教科等	15教科等	指導のリーダーとなる知識や技能を持つ「教科等指導員」を任命する教科等の数
避難訓練の1校あたりの実施回数	3.0回	3.0回	3.0回	市内小・中学校の避難訓練の実施回数
屋内運動場のエアコン設置校数	小学校10校 中学校5校	小学校10校 中学校5校	小学校10校 中学校5校	屋内運動場にエアコンを設置している市内小・中学校の数

●施策の分析

進捗状況	「教科等指導員」を任命したり、外部講師を招聘した研修を実施したりすることにより、教職員の資質向上を図った。学校の修繕等は校舎、体育施設、屋外環境の工事等を実施し、快適で安全・安心な教育環境の整備に努めた。中学校の少人数学級への対応のため、普通教室への転用改修工事を実施した。学校施設長寿命化計画に基づき、朝霞第十小学校の大規模改修工事を施工した。中学校自由選択制は164人の申請・許可を行い、うち第五中学校の特認校利用者は54人であった。引き続き、通学区域の弾力化並びに第五中学校の活性化に努めている。また、教職員の負担軽減を図るためICTを活用したテレワークを試行実施した。さらに改正給特法に基づき「朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定した。
必要性	教職員の資質向上のためには教職員研修が不可欠であり、各種、研修を充実していく必要がある。学校施設は施設の長寿命化を図るため改修等を計画的に実施していく必要があるとともに、改築・改修等について計画を策定していく必要がある。また、過大規模となっている学校があり、対応策についても検討していく必要がある。特認校制度は第五中学校への就学を希望する児童生徒のため、また当該校の活性化のために継続する必要がある、自由選択制度は就学指定校の変更を弾力的に運用することから引き続き必要となる。さらに、教職員の負担軽減や健康確保を図るためテレワークの運用及び業務量管理等の取組を継続していく必要がある。
現状と課題の分析	教育環境の充実のため、児童生徒数の推移や施設の状況を的確に把握し、改修工事の必要性や緊急性を判断し、計画的に改修工事を実施していく必要がある。 また、過大規模となっている学校について、対応策を検討していく必要がある。
今後の展開	教職員研修は、教職員の資質向上のため内容を充実させて引き続き実施していく。学校施設の改修・改築等については、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に実施していく。中学校における特認校制度及び中学校自由選択制度については今後も継続し、魅力ある学校づくりを目指していく。

●評価

教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を策定して、学校が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務に基づいて、教職員の業務量の適正化と健康確保を推進している姿勢には、他の自治体に対しても誇れる施策であると感じた。 GIGAスクール構想により配備されたタブレット端末のリプレイスを計画的に進めており、教科等指導員を任命した教科数がさらに3教科増加するなど、学習環境はより一層充実を充実が図られている。 教職員研修については、引き続き実施の意向であるが、リモート研修やオンデマンド等も適宜組み合わせ費用対効果を意識した研修を実施してほしい。
--

施策名	学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進	担当課	教育指導課
		関連課	教育管理課、生涯学習・スポーツ課

●施策の概要

目指す姿	学校において地域の人材が教育活動に関わることで、地域に根ざした特色ある学校づくりが推進されている。また、地域における奉仕活動・体験活動・防犯活動等を推進することにより、地域でこどもを育てる意識が醸成され、地域の教育力が活性化している。
施策の実施内容	・各小・中学校において、地域の様々な分野の専門的な知識や技能を有する地域の方々を、支援員として授業や部活動、教育環境整備等に活用する。 ・各小・中学校の学校運営協議会において、学校、保護者、地域が協働しながら「地域とともにある学校づくり」を推進する。 ・活動団体（サークル4団体、PTA4団体）に対し、補助金を交付するなど支援を行うとともに、家庭教育学級の活動報告集を作成、配付し、次年度の活動に向けた周知・啓発を行った。 ・家庭教育学級合同講演会を開催でき、参加した保護者からも好意的な意見を多くいただいた。 【新規】 ・「総合的な学習の時間」を中心とした「探究的な学び」を推進するため、「朝霞市立小・中学校探究的な学び推進リーダー会議」を設置するとともに、「教育課程検討委員会」で教育指導課が仲介役となり、地域の企業や団体の協力者との連絡・調整を図った。

●施策指標の進捗状況（令和7年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和6年度 (参考)	令和7年度		
学校応援団の活動人数	1,993人	1,600人	3,850人	市内小・中学校で1年間に活動した学校応援団の総人数
ふれあい推進事業の参加者数	6,817人	6,107人	7,500人	中学校区ごとに実施しているふれあい推進事業に参加した方の延べ人数
学校運営協議会の設置(コミュニティ・スクール)学校数	小学校10校 中学校5校	小学校10校 中学校5校	小学校10校 中学校5校	学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールの小・中学校数

●施策の分析

進捗状況	・各学校において、様々な分野の専門的な知識や技能を有する地域人材を支援員として授業等で積極的に活用し、特色ある学校づくりをそれぞれの学校の実態を踏まえて進めている。 ・市内小・中学校全てがコミュニティ・スクールになったことに伴い、地域や関係機関との連携の在り方について、これまでの教育活動を見直すことができた。 ・ふれあい推進事業については、中学校区の全てでふれあいまつり開催に向けた委員会が実施できた。 ・個別に開催している家庭教育学級に対しては、引き続きの支援を行い、家庭での教育の推進に努めていく。
必要性	・日常生活の中で、社会のルールやモラル等をはじめ、多様な価値観の存在をこどもたちに教え伝えていく上で、大人の側の学びも重要なものとなっており、家庭教育学級の必要性は高い。
現状と課題の分析	・特色ある学校づくり支援事業では、数値に表れない学校応援団等、ボランティアによる支援が行われている学校もある。今後、社会に開かれた学校づくりという面でも、コミュニティ・スクールの立ち上げを1つの契機として、地域と一体となった学校づくりを推進していく必要がある。 ・ふれあい推進事業は、地域に根ざした活動となっているが、自治会等の加入率の低下や教職員の働き方改革もあり、改めて地域と一体となった学校づくりに向けて、実施内容等を検討していく必要がある。 ・家庭教育学級を継続している団体もある。家庭教育学級を運営する団体等に対して、きめの細かい支援を行っていく。
今後の展開	・事業としての取組を継続して推進していくと同時に、ボランティアの活用を含めた内容の充実を図る。 ・市内小・中学校15校のすべてに設置した学校運営協議会により、学校・家庭・地域のつながりをさらに深めていく。 ・世帯構成が多様になり、それぞれのライフスタイルも多様化しているが、こどもに対する家庭教育の在り方・姿勢について、講演会や研修会を通して、周知・啓発を継続していく。 ・家庭教育学級に関する補助金について、補助を受けるための要件緩和を行う等、柔軟性のある制度に見直しを図る。 ・「探究的な学び」の推進において家庭・地域の支援は不可欠であり、学校の負担が軽減するよう協力者との連絡・調整の在り方について、各学校と情報共有を図り、円滑化・効率化に努めていく。

●評価

令和6年度より、市内全小・中学校が学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールとなり、地域とともにある学校としてつながりを強め、特色ある学校づくりを推進する基盤が整ってきている。 また、ふれあい推進事業では、各中学校区で計画・実施し、様々な体験活動を通じて、学校・家庭・地域との連携が進められている。今後は、「探究的な学び」の推進し、学校運営協議会を始め、保護者・地域・民間の企業や団体と連携し、学校を核とした地域の教育力を向上させていく必要がある。
--

(2) 生涯学習

施策名	生涯学習活動の推進	担当課	生涯学習・スポーツ課
		関連課	—

●施策の概要

目指す姿	市民の学習ニーズに応えた学習や学習情報の提供及び活動の充実が図られ、いつでも、どこでも、誰でもが学べる生涯学習環境が整っている。また、市民による自主的な活動が活発に行われるとともに、学習の中心となる人材の育成と活用が図られている。
施策の実施内容	・社会教育委員会議を3回開催した。会議において、第3次朝霞市生涯学習計画について、推進の方向性について建議いただいた。 ・生涯学習ガイドブック「コンパス」を発行し、生涯学習情報の周知を図り、市民団体等が企画、開催する学習活動に対し、補助金を交付し活動の支援を行った。 ・生涯学習体験教室、放課後子ども教室など、各種事業を実施し、事業の推進に努めた。 【新規】 ・居場所提供型放課後子ども教室を朝霞第六小学校と朝霞第八小学校に開設した。 ・第3次朝霞市生涯学習計画の計画期間が令和8年度で終了することから、生涯学習の推進方策の検討に着手した。

●施策指標の進捗状況（令和7年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和6年度 (参考)	令和7年度		
事業参加者満足度	92.8%	93.0%	92.0%	生涯学習各種事業における満足度

●施策の分析

進捗状況	居場所提供型放課後子ども教室を市内２校で開設し、放課後の安全・安心なこどもの放課後の居場所提供を行った。 社会教育委員会議を３回開催し、第３次朝霞市生涯学習計画の令和６年度事業評価と生涯学習部の事業報告についてご意見をいただいた。また、令和７年度の事業計画、進捗管理等について建議いただき、方向性が示された。
必要性	・居場所提供型放課後子ども教室の設置によるこどもの安全・安心な居場所づくりについて、他校への新たな開設や放課後児童クラブとの一体化など、こどもの居場所づくり事業の拡充が期待されている。 ・市民への自主的な学びの支援として、学習情報や機会の提供とＩＣＴ等を活用し「どこでも」「いつでも」学べる環境の充実が期待されている。
現状と課題の分析	高齢者の学びの継続やデジタルデバイドの解消、障がい者の学びの場の提供などを担う役割が期待されている。
今後の展開	・放課後子ども教室のプログラム提供型については、ニーズの高い夏休み期間について、開催校数を６校から８校に、１校当たりの開催日数を最大１０日間と拡充する。また、居場所提供型については、放課後児童クラブとの一体化について検討を進めていく。 ・生涯学習事業については、市民ニーズを把握に努め、どなたでも参加いただけるような様々なテーマの講座や参加しやすい教室を開催するとともに、障害者の生涯学習環境の整備に向けた検討を行う。 ・ＩＣＴ等のより有効な活用について検討を進める。

●評 価

令和７年度より、居場所提供型の放課後子ども教室を朝霞第六小学校、朝霞第八小学校の２校で開設したほか、需要の高い夏季休暇期間中の教室と秋から冬の期間の土曜日午前中の教室を並行して実施し、安全で安心なこどもの居場所確保としての事業を拡充することができた。 また、第３次朝霞市生涯学習計画の計画期間が令和８年度で終了することから、本市の次期生涯学習施策の方向性について検証を行った。 生涯学習の在り方をさらに検証するにあたり、高齢者の学びのフィールドをさらに広げるとともに、障害のある方の学ぶエリアを提供する必要があるという考えから、いつでも、どこでも、誰もが学ぶことのできる生涯学習としていくために、障害のある方も取組むことができるような学習環境の整備に向けて生涯学習施策の推進に努めていく。

施策名	学びを支える環境の充実	担当課	中央公民館
		関連課	文化財課、図書館

●施策の概要

目指す姿	「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」が学べる施設運営が図られ、市民ニーズに応じた学習、文化活動が充実することにより、市民は教養や健康の維持向上を図る機会を享受し、豊かな社会生活を営んでいる。
施策の実施内容	・ 公民館では、各種主催事業の実施、利用団体への部屋の貸出しを行った。また、施設の維持管理、必要な修繕を実施した。 ・ 図書館では、資料の選定・収集・保存・提供を適切に行うとともに、各種事業を実施することで、市民の生涯学習活動の推進を図った。 ・ 博物館では、展示、教育普及、資料調査、資料保存及び施設の維持管理を実施した。 【新規】 ・ 公民館では、南朝霞公民館空気調和設備改修工事、北朝霞公民館屋上防水改修工事を実施したほか、中央公民館長寿命化改修工事を開始した。（令和7年度及び令和8年度継続事業） ・ 図書館では、図書館総合情報システムのOS書き換え対応、キャビネット接地抵抗修繕、排煙窓修繕を行った。 ・ 博物館では、随時必要箇所に修理・修繕を行った。

●施策指標の進捗状況（令和7年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和6年度 (参考)	令和7年度		
事業参加者数	31,791人	27,786人	70,000人	公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数

●施策の分析

進捗状況	・公民館では、事業は当初の計画通り概ね実施することができた。また、施設改修も計画的に行われている。 ・図書館では、利用者への資料提供を行うとともに、施設管理において必要な修繕を実施できた。 ・博物館では、可能な限り定員や回数を増やして事業を展開した。
必要性	市民の様々な生涯学習活動を支えるため、中央公民館、文化財課、図書館ともに、今後もそれぞれの事業の継続が必要である。
現状と課題の分析	公民館、図書館、博物館いずれも、引き続き適切な施設の維持管理を行うとともに、情報ツールや学習方法が多様化している中、どの年齢層にも魅力ある事業の企画などにより、地域における生涯学習活動の拠点として努める必要がある。
今後の展開	施設の老朽化対策を計画的に実施し、より安全で快適に施設が利用できるように取り組む。 また、デジタル化の推進など、市民ニーズの適確な把握に努め、サービスのあり方を考えていく必要がある。 SNSの普及やネット環境の発達により、生涯学習活動が多様化している中、図書館では予算の範囲内において紙の本とともに電子書籍等の提供を行うことで、あらゆる世代の多くの方々に利用いただける図書館の利用環境の整備に取り組む。

●評 価

公民館においては、施設の老朽化対策を着実に進めることができた。また、地域の学びの拠点としての役割を明確化し、その一環として施設の共用スペース等を地域の学生等に自習スペースとして積極的に開放した。デジタル化の推進として、施設予約システムの更新を行い、使用料のキャッシュレス化の導入もできた。引き続き他のツールの導入も進めていきたい。 図書館においては、世代や障害の有無等に関係なく、いつでも、どこでも、誰でも読書を楽しむことができるよう、電子図書も含めた多様な資料の収集・提供のほか、こどもたちの主体的・探求的な学びの推進に寄与できるよう、学校との連携強化を進めていきたい。 博物館においては、博物館法改正を踏まえ、引き続き地域や学校との連携を進めるとともに、観光資源としても多様な層が楽しめる企画づくりを考えていきたい。

(3) スポーツ・レクリエーション

施策名	スポーツ・レクリエーション活動の推進	担当課	生涯学習・スポーツ課
		関連課	—

●施策の概要

目指す姿	誰でも いつでも どこでも楽しめる生涯スポーツ社会の実現が図られ、市民が日々スポーツ・レクリエーションに親しんでいる。
施策の実施内容	・多くの市民に対しスポーツの機会を提供するため、市民スポーツ大会やロードレース大会等のイベントを開催した。※ウォークラリーは雨天中止 ・スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会議を開催し、スポーツ・レクリエーション関係者や専門家の知見を得て、今後の各種スポーツ施策の方向性等について検討を行った。 ・スポーツ協会、市民総合スポーツ大会実行委員会に対し補助金を交付し、運営を側面から支援するとともに、各団体と連携して事業を展開した。 ・市民体育振興奨励補助金、青少年スポーツ振興補助金を交付し、市民・団体のスポーツ活動を支援するとともに、市民スポーツの振興に繋げた。 【新規】 ・デフリンピックの出場者・メダル獲得者の懸垂幕を産業文化センターへ掲出し、ゆめぱれすで報告会を実施した。 ・デフリンピックの配信競技について、体育館で放映し、利用者にデフスポーツに親しむ機会を提供した。 ・第70回記念大会として市民スポーツ大会を開催した。 ・ねんりんピック空手リハーサル大会を総合体育館で実施した。

●施策指標の進捗状況（令和7年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和6年度 (参考)	令和7年度		
週1回以上スポーツを行っている人の割合	51.2%	—	60.0%	週1回以上スポーツを行っている人の割合
市が実施したスポーツ・レクリエーションの参加人数	6,277人	6,126人	14,400人	1年間で、市民体育祭やスポーツ教室などに参加した人数

●施策の分析

進捗状況	市民スポーツ大会、ロードレース大会など大規模なイベントのほか、市民スポーツ教室及び小学生スポーツ教室等をおおむね事業計画どおりに実施することができた。 また、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会議を例年通り開催し、各委員からご意見をいただくとともに、施策や事業に反映できるものについては、取り入れるよう努めた。各補助金についても、交付を継続できた。
必要性	・スポーツをする理由として、「健康・体力づくりのため」、「運動不足を解消するため」を挙げる方が5割を超えており、継続して行うための場が期待されている。 ・あらゆる世代が地域のスポーツ活動に参加し、地域の人とスポーツを通して交流する機会を提供が求められている。
現状と課題の分析	・令和7年度に実施したアンケートでは、「市スポーツ事業（市民スポーツ大会、ロードレース大会・市民スポーツ教室）に参加したことはありますか。」という問いに82.2%の方が「参加したことはない」と回答があった。 ・スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしており、スポーツに親しむきっかけ作りとしての事業内容や周知方法の見直しが必要である。
今後の展開	・第2期スポーツ推進計画において目標として掲げている「20歳以上の市民のうち、60%が週1回スポーツを行うこと」を目指し、各種施策により、市民がスポーツに触れる機会を提供し「みる・ささえる・つながる」スポーツから「する」スポーツに繋げていく。 ・体育施設の指定管理者である文化スポーツ振興公社との連携を深め、事業内容を充実させるとともに、市民への啓発を活発化する。

●評 価

令和7年度は、デフリンピック競技大会「東京2025」に出場し、メダルを獲得した選手の懸垂幕を産業文化センターに掲出し、ゆめばれすで報告会を行ったほか、市民スポーツ大会が第70回という節目のため、プログラムに新しい競技を取り入れて実施した。 令和7年度に実施した「第2期朝霞市スポーツ推進計画に関するアンケート調査」の結果では、「市が主催するスポーツ事業に参加したことが無い」と回答した方が80%を超えていたため、今後、親子で参加できるスポーツ事業などを企画し、市民がよりスポーツに親しむきっかけ作りを検討するとともに、スポーツを「みる」から、「する」スポーツにつなげていく。

施策名	利用しやすい施設の提供	担当課	生涯学習・スポーツ課
		関連課	—

●施策の概要

目指す姿	スポーツ施設の修繕や大規模改修を計画的に実施することにより、ユニバーサルデザイン等を考慮した、安心して利用できる施設・設備が整っている。また、利用者の声を反映した施設の良い管理・運営がされている。
施策の実施内容	・社会体育施設（総合体育館、武道館、滝の根テニスコート）及び公園体育施設について、指定管理による管理運営を実施した。 ・溝沼子どもプールの維持管理を実施し、開場した。 【新規】 ・施設予約システムにキャッシュレス決済を導入。

●施策指標の進捗状況（令和7年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和6年度 (参考)	令和7年度		
体育施設（14施設）の利用率	59.9%	59.8%	62.0%	体育施設（14施設）の利用率

●施策の分析

進捗状況	・溝沼子どもプールは、2部制として開場。 ・社会体育施設及び公園体育施設は通常の貸し出しを行い、利用状況については、増加傾向である。
必要性	・施設の経年劣化は進行しており、適切に維持管理を行う必要がある。また、老朽化が指摘されている施設については、朝霞市建物系公共施設マネジメント計画において、長寿命化などの大規模改修が計画されている。 ・健康志向の高まりからスポーツへの市民の関心は高く、社会体育施設に対するニーズは、今後も増加していくものと考ええる。
現状と課題の分析	・限りある財源を最大限活用できるよう、関係部署と調整しながら、必要な改修・修繕を行っていく必要がある。 ・既存施設の効率的な利用の推進を図る必要がある。 ・誰でも気軽に利用しやすいスポーツ施設となるよう、利用者の声を反映した運営や予約システムの適切な運用を行うなどにより、サービスの向上と効率的な管理運営が必要である。
今後の展開	・朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画に基づき、令和8年度に中央公園野球場劣化状況調査を行い、今後実施する改修工事内容の検討する。併せて、関係部署との調整を図り、必要な改修・修繕を適切に実施していく。

●評価

令和7年度より、施設予約システムにキャッシュレス決済を導入し、利用される方への利便性を図った。 施設の経年劣化は否めないものとなっており、適切な維持管理を行いつつ、「朝霞市建物系公共施設マネジメント計画」に則り、関係部署と調整しながら、長寿命化や耐震化工事など大規模改修を計画的に行っていく必要がある。 その上で、誰もが気軽に利用しやすいスポーツ施設となるよう、継続的に利用者の声を聴き、サービスの向上に努めていく。

(4) 地域文化

施策名	歴史や伝統の保護・活用	担当課	文化財課
		関連課	—

●施策の概要

目指す姿	市民が地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保護の理解と認識が深まっている。
施策の実施内容	・各種媒体を通じての文化財に関する普及啓発。 ・文化財保護関係団体への補助金交付。 ・指定文化財の柁塚古墳歴史広場、湧水代官水、広沢の池、二本松の保護、管理。 ・埋蔵文化財の確認調査(試掘調査)、発掘調査、整理、資料作成、出土品保存処理、調査報告書刊行。 ・埋蔵文化財センターの維持管理。 ・重要文化財旧高橋家住宅の維持管理、活用事業8回、年中行事展示14回。 ・博物館運営事業【新規】

●施策指標の進捗状況（令和7年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和6年度 (参考)	令和7年度		
博物館展示回数(回)	7回	7回	6回	博物館のテーマ展、企画展、ギャラリー展等の開催回数
博物館を授業等で使用した市内小中学校数(校)	15校	15校	15校	博物館を授業等で使用した市内小中学校数

●施策の分析

進捗状況	指標については、目標を達成できている。 なお、埋蔵文化財調査件数について、市内開発事業の増加に伴い、目標値2件に対し、令和5年度6件、令和6年度4件、令和7年度7件となっており、目標を上回る状態が続いている。
必要性	博学連携は博物館協議会で必要性をはじめ、文化財などの歴史資源を観光資源として使用しようとする動きが、博物館法の改正を含め、活発化してきており、地域の歴史、文化や文化財に対する意識が高まってきている。
現状と課題の分析	博物館の開館から29年経ち、施設や機器の経年劣化等により、文化財の十分な活用が図れない状況にある。これらの文化財を適切に保存し広く活用できるよう、今後も、施設改修や機器の更新も含め、適切な保存環境の整備及び調査、整理、保存措置等を行う必要がある。
今後の展開	文化財の保護・管理とともに、文化財を市の特徴を示すプロモーションとして使用できるよう、関係各課との情報共有を行っていく必要がある。 また、生涯学習の場として誰もが学べる学習機会が市民に提供される体制を引き続き構築していく。

●評 価

指定文化財について、引き続き状況観察を行い、必要に応じた措置を施しながら維持管理ができたこと、また事業の実施状況においては、可能な限り定員や回数を増やして講座や体験事業を展開できたことは重要であると考えます。今後においても、地域的特色について学術的な調査研究を進めるとともに、後世に文化・歴史を伝え、守っていくよう努めていきたい。 また、博物館では展示回数や学校での活用も一定の成果を上げることができた。課題としては、施設の老朽化が文化財活用の制約となっており、改修・機器更新による保存環境の整備が必要と考える。 文化財を地域の特徴として効果的に活用するため、関係課との連携強化や市民学習の場づくり、博学連携事業の充実に引き続き努めていきたい。

施策名	芸術文化の振興	担当課	生涯学習・スポーツ課
		関連課	—

●施策の概要

目指す姿	市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会を得るとともに、より身近で優れた芸術文化に親しめる機会が提供されている。 各種団体やグループをネットワーク化し、市民の自主的な活動の充実と活性化をはかり、芸術文化に感心を持つ市民の活動が促進されている。
施策の実施内容	令和7年度は「芸術文化展」、「市民芸能まつり」、夏休み親子陶芸教室といった芸術文化事業を実施することができた。 ※「文化祭」展示部門については、中央公民館改修工事に伴う休館のため中止。 【新規】 芸術文化事業として、団体や市民の方と協力し、作品の展示、囲碁・将棋の大会等、成果を発表する場を提供し、地域固有の文化や芸術文化に親しむ機会を提供し、芸術文化への意識の高揚を図ることができた。

●施策指標の進捗状況（令和7年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和6年度 (参考)	令和7年度		
文化祭入場者数	8,496人	4,298人	14,500人	朝霞市文化祭の入場者数

●施策の分析

進捗状況	朝霞市文化協会と共催で「芸術文化展」、「文化祭」、「夏休み親子陶芸教室」など芸術文化事業を実施することができた。文化祭の展示部門が中央公民館の改修工事に伴う休館により中止となったため、参加者が減少したが、芸術文化展において、公募作品を展示するなど、活動の成果を発表する機会の提供に努め、芸術文化に親しむ機運を醸成した。
必要性	暮らしや生活の中に、芸術や文化に親しむ機会が身近にあることは、心の豊かさやゆとりにつながる。芸術文化を通じて、市民が交流し、コミュニティの活性化にも繋がることから、必要性は大きいと考える。
現状と課題の分析	「朝霞ストリートテラス」や「冬のあかりテラス」など、季節ごとに様々なイベントを通じて、音楽や芸術を楽しみ、参加発表する機会が増えており、芸術文化への関心は高いが、文化協会を中心とした、芸術文化事業への参加者が減少している。
今後の展開	文化協会と連携し、魅力的なイベントとなるよう事業内容を協議しながら事業に取り組む。子どもから高齢の方や障がいのある方などどなたでも、芸術文化に親しみ、参加いただく機会を提供し、芸術文化の振興と地域文化の継承に努めていく。

●評価

令和7年度の新たな取組として、文化団体や市民の方と協働で、作品展示、囲碁・将棋の大会などの成果を発表する場を提供し、芸術文化への意識高揚を図った。 更なる地域文化の高揚を目指し、他課の事業とコラボレートして「朝霞ストリートテラス」や「冬のあかりテラス」といった季節のイベントでも、音楽や芸術を楽しみ参加できる機会が各種あるため、事業の周知や啓発に努め、魅力あるイベントの企画・運営となるよう工夫していく。 また、引き続き文化協会など団体や個人と連携し、年齢や身体状況にかかわらず、様々な方が芸術文化に触れられるような芸術文化事業を展開していく。

5 学識経験者からの意見

令和7年度の事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行うにあたり、次の学識経験者の方々から、朝霞市教育行政施策評価会議の場において、教育行政施策全般にわたり、幅広い観点から次のような御意見をいただきました。

○星野 敦子 氏（十文字学園女子大学 副学長）

第5次朝霞市総合計画後期基本計画において、「第3章 教育・文化」として位置付けられている4つの大柱（学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、地域文化）（中柱10、89事業）について点検評価を行った。

学校教育については、課題の多様化により難しい対応が求められる中、多層的な視点に基づいて適切な支援体制が機能している。学習支援においては、「低学年補助教員」、「あさか・スクールサポーター」、「英語指導助手」等を計画通り配置している。また、通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒支援員の派遣は3,000回以上となっている。いずれも学校現場においては高いニーズが認められているが、きめ細やかな対応ができる体制を整えており、結果として学力においては全国水準を上回る実績を継続している。

不登校児童生徒については、全国的にも増加の一途をたどっているが、小学校は2.55%で前年度を0.02ポイント下回っている。中学校は7.67%で前年度より0.1ポイント上回ったものの、令和5年度との比較では1.53ポイント下回っており、総体的には落ち着いてきている。スクールカウンセラーやさわやか相談員の配置のほか、朝霞第六小学校に「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）」を配置するなど、新たな取組みも始まっている。「校内教育支援センター」については、全国の市町村において設置が進んでおり、効果が見られる事例も多い。朝霞第六小学校をモデル校として、運用の方法等について検討し、他の小中学校にも設置を進めてほしい。AI搭載型オンラインドリル「すららドリル」については、学校に行きづらい児童生徒にとっても有効な学習ツールとなっている。また、埼玉県教育委員会が実施しているメタバース事業も1つの

居場所となることから、当事者や保護者に対する情報発信も含め、活用に向けた支援を期待したい。

GIGAスクール構想により配備されたタブレット端末のリプレイスを計画的に進めており、教科等指導員を任命した教科数がさらに3教科増加するなど、学習環境はより一層充実が図られている。タブレット端末については、配備当初、数年後のリプレイスがスムーズに行われるのか、必要な予算措置が図られるのかと懸念されていたが、教育活動に支障をきたすことなく迅速な対応がとられていることに安堵している。教職員研修については、引き続き実施の意向であるが、リモート研修やオンデマンド等も適宜組み合わせて費用対効果を意識した研修を実施してほしい。

「探究的な学び」を推進するために「教育課程検討委員会」の開催並びに「朝霞市立小・中学校探究的な学び推進リーダー会議」を設置するなど、意欲的な取組みが行われている。市内小学校における授業研究会や研修会も実施され、令和9年度から市内全校における新たな教育課程の実現に向け着実に前進している感がある。「探究的な学び」を実施していく上で、地域社会との連携は必須となるため、全校に設置されている学校運営協議会等を十分に活用し、意識的に地域社会とのつながりを深める努力を続けてほしい。よい関係ができると、地域の方たちが主体的に動いてくれるようになり、歯車が自然と回転していくようになる。それをスムーズに回してくれるコーディネーターの存在も欠かすことはできない。

新たに「居場所提供型放課後子ども教室」を朝霞第六小学校と朝霞第八小学校に設置したことは、夏休み期間のみに開催している「プログラム提供型放課後子ども教室」と合わせて、より多様なニーズに対応した居場所づくりとなっている。後者は内容も規模も充実しており、このようにプログラム型を先行させて、さらに居場所提供型を展開していく方式はユニークな方法であり、今後の展開に期待したい。さらには、放課後児童クラブと居場所提供型放課後子ども教室の校内交流型・連携型の推進についてもぜひ進めてほしいところである。

生涯学習については、公民館を含む公共施設の予約システムのデジタル化が進み、また施設予約についてはキャッシュレス決済を導入するなど、市民の利便性が高まることで、さらなる生涯学習の活性化が期待できる。

電子図書館については、利用者は今のところあまり多くないとのことだが、コンテンツを工夫して、電子図書館の活用事例などの紹介をすすめることで、どのように生かしていくかを探ることができるのではないかと思う。

博物館は、毎年充実した内容のテーマ展や企画展を開催しているが、令和7年度については、学芸員の研究の集大成ともいえるべき企画展「江戸時代の旅へ 川越街道膝折宿」が開催されている。このような企画については、日本を訪れている海外の方たちにもぜひご覧いただきたいもので、常設展を含めてぜひインバウンドを意識した情報発信を進めてほしい。

市民スポーツについては、「市民スポーツ大会」、「ロードレース大会」等のほか、スポーツ教室なども開催されているが、市民参加はなかなか進まない様子である。レクリエーションやコミュニティの場を健康づくり、体力づくりにつなげる工夫をするなど、新たな取り組みやこれまでとは少しやり方を変える取り組みなど、スポーツ人口のすそ野を広げる活動に期待したい。

小中学校における「探究的な学び」を進めるうえで、生涯学習施設についてもより一層活用が進むことが予測される。これまでも博物館や図書館と学校、児童生徒との関わりは継続しているが、地域と学校が連携して進める「探究的な学び」において、生涯学習施設がどのように貢献できるのか、問題意識をもって取り組んでほしい。

○安原 輝彦 氏 （浦和大学 社会学部特任教授）

令和８年度朝霞市教育行政施策評価会議（令和７年度の教育委員会管轄の実施事業について）に参加させていただき、評価調書及び各種資料を基に関係部局の方々から説明を受け、アドバイザーとしての立場から質疑や意見を述べさせていただいた。

まずは、令和７年度に実施の施策で、第３期朝霞市教育振興基本計画の説明の中で、朝霞市の教育行政の基本理念である「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」、そして基本方針として「学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、よりよい社会を創造することもたちをはぐくみます」及び「一人一人が心豊かに、ともに学び、支え合うまちを目指します」の２つが示された。

この中で、特に基本目標２の施策４「教育ＤＸの推進」、施策５「特別支援教育の推進」、基本目標３の施策２「学校に行きづらいこどもたちへの支援の推進」に関わってのスペシャルサポートルームの設置、さらに、施策３「一人一人の状況に応じた支援」の中の就学支援、日本語指導、医療的支援、困難な状況の支援といった一人一人の状況に応じた支援を位置づけたことに注目した。

以上の学校教育に関わる支援とともに、生涯学習の施策の中で、基本目標７の施策４「放課後のこどもの居場所づくり」を位置づけ、こどもたちが学校教育の外の場所での居場所づくりを推進していることに注目した。

また、朝霞市に限らず、県内、全国の小中学校で課題となっている教員の働き方改革に関連して、第２期朝霞市教育振興基本計画の基本目標３「質の高い教育を支える教育環境の整備充実」について注目した。

給特法の改正により、教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、令和８年度から、学校が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の３つの視点に基づき、教職員の業務量の適正化と健康確保を推進している。

朝霞市においては、教員の働き方改革を推進するため、これまでも人的支援の充実を図るとともに、学校の開錠時間を午前７時３０分以降、施錠時間を午後８時までとするなど、

様々な取組を進めてきた。

また、令和7年度には、夏季休業期間を中心として、他市に先駆けて新たにテレワーク制度を試行実施し、小学校教職員117名、中学校教職員39名、合わせて教員の26.4%が利用したとの報告から、教員の負担軽減に向けた取組が着実に進んでいることを感じた。

朝霞市のこうした施策は、教員がより働きやすい教育環境の整備を着実に進める先進的な事例であり、他の自治体にも誇ることでできる取組であると感じた。

ただし、教員の働き方改革の目的を再考すれば、こどもたちへの充実した教育活動の推進と、こどもたちと向き合う時間の確保のために、教職員が健康で充実した生活の確保のためである。そのためには、一方で、家庭や地域の教育力が欠かせない。学校教育を支え、学校とともにこどもたちの成長に欠かせない力が家庭と地域の教育の連携である。この点を今後しっかりと学校と教育行政と家庭・地域が具体策を持って取り組んでほしいと考える。言い換えると、家庭は学校教育の消費者ではなく、学校・地域とともにこどもたちを育成する生産者である。学校と対等なチームメンバーであることから、学校運営の責任も担うべき存在であると考え。その意味からも、学校経営や運営で学校とともに責任を分担しながら、こどもたちの教育を支える方策を今後期待するところである。

既に朝霞市では学校運営協議会が小中学校15校に設置されている。この学校運営協議会が主体となって、学校経営、学校運営を切り盛りしていく学校となることを期待する。

次に、インターネット、スマホなどのデジタルツールが年々進化し、小中学生においても所有率が年々増加している。このような時代にあって、次期学習指導要領の審議会でもこどもたちの読書離れに対しての危機が議論されていた。

そこで、図書館でも小学生から図書カードを配布して本の貸し借りを促進しているとのことだが、思い切って小学校入学と同時に、市内全1年生に対して図書カードを発行してみてもどうかという提案をさせていただいた。ただ単純に流れてくる膨大な情報を眺めているネットサーフィンと違って、読書は自ら選択し、自らの能力や適性、好みによって情報を得ていく。まさに情報選択、情報分析、情報評価といった情報の「主体的学び」を促

す。そのためには、本との触れ合いが大切になってくる。小学校1年生の義務教育の入口で読書の機会を持ってもらい、多くの本との触れ合いを願うところである。

以上、令和7年度の教育委員会管轄の実施事業について、朝霞市教育委員会の教育行政としての姿勢や方針、そして取組みをはじめとして、朝霞市の小中学校15校の教育活動や様々な学校課題への対応、市民各世代の生涯学習の拠点となる公民館や、総合体育館などのスポーツ施設での交流や各種イベント、そして、歴史や伝統の保護、活用を図る芸術文化の活動状況を把握できた。

さて、2050年を視野に、朝霞市の市民生活、学校教育を予測するとき、いったいどんなことが予想できるか。日々の変化はささやかであっても、10年単位となると驚くほど変化しており、その変化によって社会構造や生活様式が大きく変わっていることに気付くのは時間がかかり、なかなか前もって準備ができないのが私たちの生活であり、歴史なのかもしれない。現在のSNSのトラブルやスマホ依存は、今から20年前の2006年にスマホが登場したときにすでに心配されていたことだが、便利さに追いやられて対応は後手に回ってしまったようだ。環境問題、少子化、グローバル化、そしてデジタルDX化などの課題や変革についても、20年、30年前に指摘されていた。どうか、未来を見据えた教育行政に今後もご尽力いただければと期待するところである。

6 資料

朝霞市教育行政施策評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、朝霞市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を明らかにするため、朝霞市教育行政施策評価（以下「評価」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 評価は、次の目的のために実施する。

- (1) 教育委員会内の各所管部署が行う教育行政活動について、その実施内容及び成果等を検証することにより、より確実かつ有効な教育行政の運営を行う。
- (2) 教育委員会内の各所管部署で実施している諸施策の点検及び評価の結果を明らかにすることを通じ、市民に信頼される公正で開かれた教育行政運営を推進する。

(評価対象)

第3条 評価は、朝霞市総合振興計画基本計画に位置付けた教育委員会が行う教育行政諸施策について行う。

- 2 評価は、当該評価年度の前年度に実施した教育行政諸施策について行う。

(評価回数)

第4条 評価は、毎年度1回実施する。

(評価方法)

第5条 評価は、朝霞市行政評価制度における施策評価を活用して行う。

- 2 評価は、教育委員会における自己評価とする。

(知見の活用)

第6条 評価の実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

- 2 前項に規定する者は、2人以内とする。
- 3 知見の活用にあたっては、当該評価年度ごとに、教育に関し学識経験を有する者を教育長が依頼し、意見を求めるものとする。
- 4 知見の活用の結果、得られた意見等は、教育委員会における自己評価結果に加えるものとする。

(議会への報告)

第7条 教育委員会は、評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出する。

- 2 報告書の提出は、毎年度末までに行う。

(評価の公表)

第8条 教育委員会は、評価結果を公表する。

(庶務)

第9条 評価に関する事務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

令和8年度

朝霞市教育行政施策評価報告書

(令和7年度施策対象)

発 行：令和8年8月

発行者：朝霞市教育委員会